

## 第13回 四日市市農業委員会月例総会議事録

I 開催日時 令和6年8月16日(金)9時30分～12時30分

II 開催場所 四日市市総合会館7階第3研修室

III 出席者

1 委員

会長 ⑪豊田忠篤、副会長 ⑥岡本萬里子、副会長 ③伊藤豪俊  
①森 勇志、②稲垣孝義、④野呂昌見、⑦伊藤明洋、⑨清水 透、  
⑩奥山邦典、⑬伊藤 元、⑭矢田敏秋、⑮永尾敏昭、⑯古市ひとみ、  
⑰五十嵐和壽、⑱鎌田隆郎、⑲岡 良浩

2 事務局

局長 石田、局次長 飯田、副参事 前田  
局員 主幹 川村、早川

IV 欠席委員 ⑤山川友志、⑧加藤 剛、⑫山中博昭

V 傍聴者 なし

VI 議事内容

1 午前9時30分、豊田会長が開会を宣言

2 豊田会長が、委員定数19名中16名が出席しているため、本月例総会が有効に成立していることを報告。

3 豊田会長が議事録署名者に清水 透、伊藤 元 両委員を指名。

4 議事に入る

(1) 報告案件第1号から第6号

会長 報告案件を上程します。報告案件第1号から第6号を事務局より説明してください。

副参事 報告案件第1号から第6号について、一括して説明します。  
報告第1号農地法第3条の3の規定による届出については、報告書1頁から7頁にかけて記載されているとおりです。合計で16件、97筆、46,116.86㎡の届出がございました。16件の届出事由の内訳は、全て相続によるものです。

次に報告第2号農地法第4条の規定による転用届出については、報告書8頁に記載されているとおりです。合計で7件、9筆、2,749㎡の届出がございました。なお、現況が農地以外の案件については、届出以前に転用行為が行われていることから始末書が添付されています。

次に報告第3号農地法第5条の規定による転用届出のうち所有権移転(売買)については、報告書9頁から11頁にかけて記載さ

れているとおりです。合計で 12 件、20 筆、7,320.05 m<sup>2</sup>の届出がございました。なお、現況が農地以外の土地については、届出以前に転用行為が行われていることから始末書が添付されています。

次に報告第 4 号農地法第 5 条の規定による転用届出のうち賃借権設定については、報告書 11 頁に記載されているとおりです。合計で 1 件、1 筆、1,061 m<sup>2</sup>の届出がございました。届出が遅れたことから始末書が添付されています。

次に報告第 5 号農地法第 5 条の規定による転用届出のうち使用貸借権設定については、報告書 12 頁に記載されているとおりです。合計で 4 件、4 筆、1,960 m<sup>2</sup>の届出がございました。なお、現況が農地以外の土地については、届出以前に転用行為が行われていることから始末書が添付されています。

次に報告第 6 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知については、報告書 13 頁に記載されているとおりです。合計で 2 件、6 筆、6,345 m<sup>2</sup>です。これは、農地の賃貸借契約を解約する際に、貸人と借人双方で合意解約に至ったことについて、農業委員会に通知があったものです。解約事由及び合意年月日は報告書記載のとおりです。

報告案件第 1 号から第 6 号までの説明は以上となります。

会長 事務局より説明がありましたが、内容についてご質問やご意見等ございますか。

特にないようですので、報告案件第 1 号から第 6 号までを原案どおり承認したいと思いますが、異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 異議ないものと認めて承認いたします(全会一致で承認)。

(2) 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 所有権移転(売買)

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 所有権移転(贈与)

会長 議案第 1 号及び議案第 2 号を上程します。事務局から説明をお願いします。

副参事 農地を耕作する目的で、売買により所有権移転を行うための申請が 8 件ございました。

八郷地区 42 番は、譲渡人から譲受人に売買を行うための申請です。位置図は 1 頁です。譲受人は農作業歴 30 年程度で、両親、妻、子の合計 5 人で営農しています。権利取得後は自家消費用に露地野菜を栽培する計画です。

八郷地区 44 番は、譲渡人から譲受人に売買を行うための申請です。位置図は 2 頁です。譲受人は農作業歴 50 年程度で、妻と 2 人で営農しています。申請地は既に譲受人が自身の田との畦畔を取り除いたうえで耕作されています。権利取得後も水稻栽培を継続する計画です。

保々地区 40 番と保々地区 41 番は譲受人が同一のため、一括して説明させていただきます。この 2 件は、各譲渡人から同じ譲受人に売買を行うための申請です。位置図は 3 頁です。譲受人は農作業歴 60 年程度で、妻と 2 人で営農しています。申請地は譲受人の自宅の隣接地になります。申請地は荒れた状態ですが、機械を使って復元したうえで水稻を栽培する計画です。

保々地区 45 番は、譲渡人から譲受人に売買を行うための申請です。位置図は 3 頁です。申請地は、譲受人の自宅のすぐ西側にある土地です。営農は夫婦で行います。営農経験としては、自宅敷地内の家庭菜園において露地野菜を自家消費目的で 8 年程度栽培しており、申請地でも露地野菜を栽培する計画です。譲受人は新規営農であるため、8 月 2 日に申請者の妻、申請者代理人と事務局で面談を行い、山川農業委員、斎藤農地利用最適化推進委員に同席いただきました。面談では、山川委員から、申請地は土地改良区に該当するため、組合費や水利費が発生することや、隣地一帯を田として土地改良するため、あぜを作り直す工事があることなどについて説明がありました。申請者もそれに協力される意向ですので、周辺農地の営農に支障はないものと思われまます。また、持続的な営農を行ってほしい、などのご意見もいただきました。

塩浜地区 47 番は、譲渡人から譲受人に売買を行うための申請です。位置図は 4 頁です。譲受人に農作業歴はありません。営農計画については、夫婦で、自家消費用に露地野菜と仏花の栽培をする計画です。農機具は所有している鍬とスコップを使用します。譲受人は新規就農であるため、8 月 1 日に譲受人と事務局で面談を行い、伊藤元農業委員と赤尾農地利用最適化推進委員に同席いただきました。譲受人は農作業への従事時間が確保できる見込みがあることや、申請地が自宅隣接地であることを考慮して、農地の管理についても問題ないと判断しました。委員からは、鍬での管理はかなりの重労働であるため、管理機の購入を検討するようご意見いただきました。

水沢地区 46 番は、譲渡人から譲受人に売買を行うための申請で

す。位置図は5頁です。営農計画については、自家消費用の露地野菜を栽培します。耕作は譲受人、夫、母の3人とする予定で、母が家庭菜園で野菜の栽培経験があり、母に指導を受けながら耕作します。農機具は今後、耕運機を導入予定です。譲受人が新規就農であるため、7月29日に譲受人と面談を行い、鎌田農業委員に同席いただきました。また、諸事情で出席できなかった堤農地利用最適化推進委員の代理として中西自治会長に出席いただきました。自治会の出合い作業があること等の説明に理解を示され、また、譲受人の母の家庭菜園の経験から農地の管理についても問題ないと判断しました。

水沢地区49番は、譲渡人から譲受人に売買を行うための申請です。位置図は6頁です。譲受人は農作業歴がありません。譲受人は現在、健康食品の製造及び販売の会社を経営しており、自社製品の原料となるよもぎ、山椒を自社で栽培、収穫する方針です。営農計画については、よもぎ及び山椒を栽培する計画です。よもぎは自社の健康食品の原料として利用する計画で、山椒は収穫できたらそのまま問屋に卸す計画です。新規就農であるため、7月30日に譲受人と事務局とで面談を行い、五十嵐農業委員と中川農地利用最適化推進委員に同席いただきました。譲受人は自治会の出合い作業があることなども理解されており、また、農作業経験のある地元の庭師が耕作に参加するため、農地の管理についても問題ないと判断しました。ただ、南部ブロック会議では、五十嵐委員から、面談時の受け答えでは、譲受人自らが営農に関わっていくのか疑問が残る、との意見をいただきましたので、事務局から譲受人に農作業に従事することの意思確認を行い、庭師に耕作の指導を受けながら作業に従事する、との回答を得ましたことをこの場で報告させていただきます。

次に議案第2号を説明します。農地を耕作する目的で、贈与により所有権移転を行うための申請が2件ございました。

保々地区43番は、譲渡人から譲受人に贈与を行うための申請です。位置図は7頁です。譲受人は農作業歴10年程度です。鈴鹿市で母の営農を手伝う形で農業に携わっています。鈴鹿市農業委員会が発行した耕作証明書が添付されており、同市内の農地面積を確認しています。権利取得後は露地野菜を栽培する計画です。

水沢地区48番は、譲渡人から譲受人に贈与を行うための申請です。位置図は5頁です。譲受人は農作業歴55年程度で、夫婦で営

農しています。権利取得後は、地目が田の 2 筆については保全管理、畑では茶を栽培する計画です。

以上のおり農地法第 3 条の規定による 10 件の申請のうち、新規営農を除く案件は、いずれも権利を取得又は設定しようとする者が、現在、所有又は借受けている農地について適切に耕作管理していることを農家台帳等で確認しています。また、権利取得後も農機具の保有状況や必要な農作業への従事状況などから適切に耕作管理していくが見込まれ、申請地周辺の農地利用に支障がないと考えられます。

また、保々地区 45 番、塩浜地区 47 番、水沢地区 46 番、水沢地区 49 番は新規営農ですので面談を行い、申請人が営農計画を達成する上で必要な農作業に従事することや農作業に必要な機械等が確保される見込みであることから適切に耕作管理していくが見込まれ、申請地周辺の農地利用に支障がないと考えられます。

このことから各案件については、農地法第 3 条第 2 項各号に掲げる不許可事由に該当しないため、許可相当であると考えられますので、ご審議いただくようお願いします。

会長 事務局より説明がありました。内容についてご質問やご意見等ございますか。

特にご意見がないようですので、この案件を原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 異議ないものと認めて承認いたします(全会一致で承認)。

(3) 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 賃借権設定

会長 議案第 3 号を上程します。水沢地区 25 番は、五十嵐委員が関係者として関わっております。そのため、農業委員会等に関する法律第 31 条に基づき、議事に参与することが制限されますので、委員にいったん退出いただいたうえで議案について審議をさせていただきます。審議後、五十嵐委員に入室していただきます。それでは、五十嵐委員に退席していただきます。

(五十嵐委員 退席)

会長 それでは事務局から説明をお願いします。

副参事 農地を耕作する目的で、賃借権の設定を行うための申請が 1 件ございました。

水沢地区 25 番は、貸人と借人が 10 年間の賃借権を設定するものです。位置図は 8 頁です。借受人は平成 28 年に設立された法人

で、営農活動をしています。農業従事者は法人の代表者が常時従事するほか、社員 2 人の合計 3 人です。借受後はぶどうを栽培する計画です。当該案件は、権利を設定しようとする者が、現在、所有又は借受けている農地について適切に耕作管理していることを農家台帳等で確認しています。また、権利設定後も農機具の保有状況や必要な農作業への従事状況などから適切に耕作管理していくが見込まれ、申請地周辺の農地利用に支障がないと考えられます。このことから当該については、農地法第 3 条第 2 項各号に掲げる不許可事由に該当しないため、許可相当であると考えられますので、ご審議いただくようお願いします。

会長 事務局より説明がありました。内容についてご質問やご意見等ございますか。

特にご意見がないようですので、この案件を原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 異議ないものと認めて承認いたします(全会一致で承認)。

それでは、五十嵐委員に入室していただきます。

(五十嵐委員 入室、着席)

(4) 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請(所有権移転)(売買)

議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請(賃借権設定)

議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請(使用賃借権設定)

議案第 9 号 事業計画変更承認申請について

会長 審議の順番からすると議案第 4 号となりますが、議案第 4 号は営農型太陽光発電に関する案件ですので、それに関連する第 5 号及び第 7 号と併せて、最後に審議いただきます。議案審議を入れ替えることについてご理解ください。

それでは議案第 6 号から第 8 号、及び第 9 号を上程します。事務局から説明をお願いします。

副参事 議案第 6 号を説明します。農地を転用する目的で、売買により所有権移転を行うための申請が 19 件ございました。

羽津地区 64 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、資材置場及び駐車場用地とするための申請です。位置図は 13 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、市街地化している区域に近接する 10ha 未満の農地の一団に申請地が存在するためです。譲受人は平成 26 年に設立された法人で、土木工事業や建築工事業を営んでいます。当該事業が達成できる土地は他になかった旨の申述

がされており、代替性がないことを確認しています。土地造成は整地を行い、周囲は土留めを行います。排水は雨水のみで自然浸透で処理する計画です。申請地は、以前から別の法人が駐車場として利用された経緯があり、現況は既に雑種地となっていることから始末書が添付されています。

羽津地区 65 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、資材置場及び駐車場用地とするための申請です。位置図は 13 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、市街地化している区域に近接する 10ha 未満の農地の一団に申請地が存在するためです。譲受人は平成 30 年に設立された法人で、解体工事業や建築工事業を営んでいます。当該事業が達成できる土地は他になかった旨の申述がされており、代替性がないことを確認しています。土地造成は整地を行い、周囲は土留めを行います。排水は雨水のみで自然浸透で処理する計画です。申請地は、以前から別の法人が駐車場として利用された経緯があり、現況は既に雑種地となっていることから始末書が添付されています。

なお、この案件は転用面積が 3,000 m<sup>2</sup>を超えるため、北部ブロック会議当日に現地調査を行いました。事業者から事業計画の説明を受け、周辺農地に影響がないことを確認しました。

また、3,000 m<sup>2</sup>を超えている案件は、法の規定に基づき三重県農業会議に意見を聴くことになっていますので、8 月 13 日に開催されました三重県農業会議常設審議委員会に諮問させていただき、許可相当であるとの意見をいただいています。

八郷地区 67 番 は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、駐車場用地とするための申請です。位置図は 14 頁です。農地区分は第 3 種農地です。その判断根拠は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設等が連担しているためです。土地造成は整地を行います。排水は雨水のみで、東側道路側溝に排水する計画です。

八郷地区 68 番は、議案第 9 号の事業計画変更承認申請と関連があるため一括して説明します。この案件は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 1 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、八郷地区市民センターから概ね 500m 以内に位置するためです。譲受人は、令和 3 年に設立された法人で、再生可能エネルギー発電事業を営んでいます。今回、発電効率を向上させるため事業区域を見直し、許可済みの土地に今回の申請地を追加するため事業計画変更申請が

提出されています。土地造成は整地を行います。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。小売電気事業者との電気売買契約書、小売電気事業者の登録通知書、中部電力への電力系統連係の手続き済みであることがわかる書面が添付されています。

下野地区 60 番 は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 15 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、市街地化している区域に近接する 10ha 未満の農地の一団に申請地が存在するためです。譲受人は、令和 3 年に設立された法人で、再生可能エネルギー発電事業を営んでいます。当該事業が達成できる土地は他になかった旨の申述がされており、代替性がないことを確認しています。土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。小売電気事業者との電気売買契約書、小売電気事業者の登録通知書、中部電力への電力系統連係の手続き済みであることがわかる書面が添付されています。

下野地区 61 番 は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 16 頁です。農地区分は第 3 種農地です。その判断根拠は、下野地区市民センターから概ね 300m 以内に位置するためです。譲受人は、令和 3 年に設立された法人で、再生可能エネルギー発電事業を営んでいます。譲受人は、令和 3 年に設立された法人で、再生可能エネルギー発電事業を営んでいます。土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。小売電気事業者との電気売買契約書、小売電気事業者の登録通知書、中部電力への電力系統連係の手続き済みであることがわかる書面が添付されています。

保々地区 56 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 17 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、市街地化している区域に近接する 10ha 未満の農地の一団に申請地が存在するためです。譲受人は、平成 20 年に設立された法人で、太陽光発電事業を営んでいます。当該事業が達成できる土地は他になかった旨の申述がされており、代替性がないことを確認しています。土地造成は整地を行い、

周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。小売電気事業者との電気売買契約書、小売電気事業者の登録通知書、中部電力への電力系統連係の手続き済みであることがわかる書面が添付されています。

保々地区 57 番と議案第 7 号の保々地区 21 番は一件案件のため、一括して説明させていただきます。保々地区 57 番は譲渡人から譲受人へ売買を行い、保々地区 21 番は貸人と借人が 20 年間の賃借権を設定し、太陽光発電設備用地とするための申請です。売買と賃借を併せた事業面積は合計で 4,786 m<sup>2</sup>になります。位置図は 18 頁です。農地区分は第 3 種農地です。その判断根拠は、北勢中央公園口駅から 300m 以内に位置するためです。譲受人及び借人は、平成 20 年に設立された法人で、太陽光発電事業を営んでいます。土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。小売電気事業者との電気売買契約書、小売電気事業者の登録通知書、中部電力への電力系統連係の手続き済みであることがわかる書面が添付されています。

なお、この案件は転用面積が 3,000 m<sup>2</sup>を超えるため、北部ブロック会議当日に現地調査を行いました。事業者から事業計画の説明を受け、周辺農地に影響がないことを確認しました。

また、3,000 m<sup>2</sup>を超えている案件は、法の規定に基づき三重県農業会議に意見を聴くことになっていきますので、8 月 13 日に開催されました三重県農業会議常設審議委員会に諮問させていただき、許可相当であるとの意見をいただいています。

保々地区 58 番と議案第 7 号の保々地区 22 番は一件案件のため、一括して説明させていただきます。

保々地区 58 番は譲渡人から譲受人へ売買を行い、保々地区 22 番は貸人と借人が 20 年間の賃借権を設定し、太陽光発電設備用地とするための申請です。売買と賃借を併せた事業面積は合計で 3,595 m<sup>2</sup>になります。位置図は 19 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、農用地区域以外の農地で第 1 種農地、第 3 種農地のいずれにも該当しないためです。譲受人及び借人は、平成 20 年に設立された年に設立された法人で、太陽光発電事業を営んでいます。当該事業が達成できる土地は他になかった旨の申述がされており、代替性がないことを確認しています。土地造成は整地を

行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。小売電気事業者との電気売買契約書、小売電気事業者の登録通知書、中部電力への電力系統関係の手続き済みであることがわかる書面が添付されています。

なお、この案件は転用面積が3,000㎡を超えるため、北部ブロック会議当日に現地調査を行いました。事業者から事業計画の説明を受け、周辺農地に影響がないことを確認しました。

また、3,000㎡を超えている案件は、法の規定に基づき三重県農業会議に意見を聴くことになっていますので、8月13日に開催されました三重県農業会議常設審議委員会に諮問させていただき、許可相当であるとの意見をいただいています。

川島地区54番と川島地区55番は、併せて説明させていただきます。各譲渡人から譲受人へ売買を行い、太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は20頁です。農地区分は第2種農地です。その判断根拠は、市街地化している区域に近接する10ha未満の農地の一団に申請地が存在するためです。譲受人は、譲受人は令和3年に設立された法人で、再生可能エネルギー発電事業を営んでいます。当該事業が達成できる土地は他になかった旨の申述がされており、代替性がないことを確認しています。土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。小売電気事業者との電気売買契約書、小売電気事業者の登録通知書、中部電力への電力系統関係の手続き済みであることがわかる書面が添付されています。この川島地区54番と55番については補足説明をさせていただきます。この事業については、当初、耕作者から反対する意見を聞いておりました。取り扱いについて中部ブロック会議でも議論になりました。現在、この2件の申請地に挟まれた農地を含めて周囲を電気柵で囲っていますが、電気柵の設置にあたっては、耕作者の団体が工事費の一部について市から補助金を受けています。そういう状況において、2件の申請地に挟まれた農地を残す形で発電事業をするため、電気柵を取りはずすことについて市の農水振興課畜産係と協議され、返金処理を行って付け替えるということになっています。2つの事業地の間の農地は今後も農業を継続されるということですので、電気柵を付け替え、周辺の水路の機能が発電事業によって損なわれないよ

うにすることによって、今後の営農環境は確保されます。ただ、地域の農業者としましては、電気柵で囲い込んであった所を分断するような形で事業が行われることについては、不許可にできないのかという意見をいただきました。転用許可基準におきましては転用行為によって周辺農地に被害を及ぼさないよう防除措置が講じられるのであれば、不許可にできる要件に該当しません。転用後も農業用水路の機能が維持されることを事業者を確認していますので、事務局としては許可相当と判断しています。それとともに、現在申請地を耕作している方に対しても現在の意向を確認しました。土地所有者との関係は先代から口約束で作っているところで、現在の所有者との関係性も薄く、この事業の内容も事業者から初めて聞いたということでしたので、2人の耕作者は、今後も営農を継続する農地の水路に支障を及ぼさないことと、発電事業地内で年3回の草刈りを事業者が確実に実施するのであれば、やむを得ないのではないかとすることで一定の理解を示していただいています。

川島地区59番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は21頁です。農地区分は第3種農地です。その判断根拠は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えているためです。譲受人は、譲受人は令和3年に設立された法人で、再生可能エネルギー発電事業を営んでいます。土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。取水はなく、排水は雨水のみで、自然浸透で処理します。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。小売電気事業者との電気売買契約書、小売電気事業者の登録通知書、中部電力への電力系統関係の手続き済みであることがわかる書面が添付されています。

神前地区63番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、一般個人住宅用地とするための申請です。位置図は22頁です。農地区分は第1種農地です。その判断根拠は、10ha以上の一団農地が形成されているためです。今回は集落に接続して設置される住宅であり、申請地以外に目的を達成することができる土地がないため、例外的に許可できる要件を満たします。土地造成は最大1mの盛り土と最大80cmの切土を行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水に関しては、雨水は東側道路側溝へ排水し、汚水・生活雑排水はコミュニティプラントへ接続する計画です。建蔽率は22%以上

の基準を満たしています。都市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。

県地区 62 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、一般個人住宅用地とするための申請です。位置図は 23 頁です。農地区分は第 1 種農地です。その判断根拠は、10ha 以上の一団農地が形成されているためです。今回は集落に接続して設置される住宅であり、申請地以外に目的を達成することができる土地がないため、例外的に許可できる要件を満たします。土地造成は最大 20cm の盛土を行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水に関して、雨水は南側既設側溝へ排水し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を経て南側既設側溝へ排水する計画です。建蔽率は 22%以上の基準を満たしています。都市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。

県地区 69 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、一般個人住宅用地とするための申請です。位置図は 24 頁です。農地区分は第 3 種農地です。その判断根拠は、宅地が連担する区域内にあるためです。土地造成は最大 30cm 程度の盛土と 50cm 程度の切土を行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水に関しては、雨水は南側道路側溝へ排水し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を経由して南側道路側溝へ排水する計画です。建蔽率は 22%以上の基準を満たしています。都市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。

県地区 70 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、一般個人住宅用地とするための申請です。位置図は 24 頁です。農地区分は第 3 種農地です。その判断根拠は、宅地が連担する区域内にあるためです。土地造成は最大 30cm 程度の盛土と 50cm 程度の切土を行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水に関しては、雨水は南側道路側溝へ排水し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を経由して南側道路側溝へ排水する計画です。建蔽率は 22%以上の基準を満たしています。都市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。

県地区 71 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、一般個人住宅用地とするための申請です。位置図は 24 頁です。農地区分は第 3 種農地です。その判断根拠は、宅地が連担する区域内にあるためです。土地造成は最大 30cm 程度の盛土と 50cm 程度の切土を行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水に関しては、雨水は南側道路側溝へ排水し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を経由

して南側道路側溝へ排水する計画です。建蔽率は 22%以上の基準を満たしています。都市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。

県地区 72 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、一般個人住宅用地とするための申請です。位置図は 24 頁です。農地区分は第 3 種農地です。その判断根拠は、宅地が連担する区域内にあるためです。土地造成は最大 30cm 程度の盛土と 50cm 程度の切土を行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水に関しては、雨水は南側道路側溝へ排水し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を経由して南側道路側溝へ排水する計画です。建蔽率は 22%以上の基準を満たしています。都市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。

四郷地区 66 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 25 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、申請地が市街地化している区域に近接する 10ha 未満の農地の一団に存在するためです。譲受人は、令和元年に設立された法人で、太陽光発電事業を営んでいます。当該事業が達成できる土地は他になかった旨の申述がされており、代替性がないことを確認しています。土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。小売電気事業者との電気売買契約書、小売電気事業者の登録通知書、中部電力への電力系統連係の手続き済みであることがわかる書面が添付されています。

次に議案第 7 号を説明します。農地を転用する目的で、賃借権の設定を行うための申請がございました。その中で、八郷地区 22 番は、北部ブロック会議前に取り下げられました。このため、合計筆数を 30 筆、合計面積を 6,609.35 m<sup>2</sup>、内訳として田を 0.79 m<sup>2</sup>に修正いただくようお願いします。なお、営農型太陽光発電設備用地となばなの試験栽培設備用地にかかる案件については、後ほど説明します。

次に議案第 8 号を説明します。農地を転用する目的で、使用貸借権の設定を行うための申請がございました。

神前地区 11 番は、貸人と借人が 30 年間の使用貸借権を設定し、分家住宅用地とするための申請です。位置図は 26 頁です。農地区分は第 3 種農地です。その判断根拠は、宅地が連担する区域内にあ

るためです。土地造成は最大 90cm 程度の盛土を行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。西側の隣接地を進入路として一体利用します。排水に関して、雨水は北側水路に排水し、汚水・生活雑排水は隣接する西側にある宅地の汚水最終枡を経由し合併浄化槽に接続する計画です。建蔽率は 22%以上の基準を満たしています。都市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。

三重地区 9 番は、貸人と借人が 20 年間の使用貸借権を設定し、分家住宅用地とするための申請です。位置図は 27 頁です。農地区分は第 1 種農地です。その判断根拠は、10ha 以上の一団農地が形成されているためです。今回は集落に接続して設置される住宅であり、申請地以外に目的を達成することができる土地がないため、例外的に許可できる要件を満たします。土地造成は最大 85cm の盛土を行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。隣接地と一体利用します。排水に関して、雨水は申請地東側の水路、汚水・生活雑排水は公共下水へ接続する計画です。建蔽率は 22%以上の基準を満たしています。都市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。

県地区 10 番は、貸人と借人が 30 年間の使用貸借権を設定し、一般個人住宅用地とするための申請です。位置図は 28 頁です。農地区分は第 3 種農地です。その判断根拠は、宅地が連担する区域内にあるためです。土地造成は整地を行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。隣接地と一体利用します。排水に関して、雨水は申請地南側の水路に排水し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を経由し、申請地北側の水路に排水する計画です。建蔽率は 22%以上の基準を満たしています。都市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。

以上のおり農地法第 5 条の規定による許可申請及び事業計画変更承認申請については、書類審査及び現地調査の結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないと考えられますので、ご審議いただくようお願いします。

会長 事務局より説明がありました。内容についてご質問やご意見等ございますか。

特にご意見がないようですので、この案件を原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 異議ないものと認めて承認いたします (全会一致で承認)。

(5) 議案第 10 号 非農地証明願

会長 議案第 10 号を上程しますので、事務局より説明してください。

副参事 非農地証明願について 4 件の申請がございました。

八郷地区 20 番は、昭和 60 年頃から宅地として利用し、現在に至っています。位置図は 29 頁です。平成 4 年に撮影された航空写真と現地調査から、20 年以上農地以外の目的に利用されてきたことが確認できます。

八郷地区 23 番は、昭和 31 年から宅地として利用し、現在に至っています。位置図は 1 頁です。平成 16 年 1 月に撮影された航空写真と現地調査から、20 年以上農地以外の目的に利用されてきたことが確認できます。

下野地区 24 番は、昭和 42 年から宅地として利用し、現在に至っています。位置図は 30 頁です。平成 16 年 1 月に撮影された航空写真と現地調査から、20 年以上農地以外の目的に利用されてきたことが確認できます。

小山田地区 22 番は、昭和 63 年頃から宅地として利用し、現在に至っています。位置図は 31 頁です。平成 4 年に撮影された航空写真と現地調査から、20 年以上農地以外の目的に利用されてきたことが確認できます。

以上のとおり、非農地証明願 4 件につきまして、いずれも現地調査及び航空写真等から 20 年以上前から非農地状態が続いており非農地証明を交付する要件を満たしていると判断されますので、ご審議いただくようお願いいたします。

会長 事務局より説明がありましたが、内容についてご質問やご意見等ございますか。

特にないようですので、この案件を原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 全員挙手ということで承認をいたします(全会一致で承認)。

(6) 議案第 11 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願

会長 議案第 11 号を上程しますので、事務局より説明してください。

副参事 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願については、4 件ございました。

大矢知地区 12 番は、共有者 2 人からの申請で、申請人の子が主たる従事者であったことを証明するものです。都市計画課と農業委員会事務局での面談や農家台帳によって、申請人の子が病気に

なる前には農作業に従事していたことを確認しました。

川島地区 9 番は、申請人の子が主たる従事者であったことを証明するものです。都市計画課と農業委員会事務局での面談や農家台帳によって、申請人の子が病気になる前には農作業に従事していたことを確認しました。残る生産緑地 1 筆については、子の妻が管理していくことになります。

川島地区 10 番は、申請人の子が主たる従事者であったことを証明するものです。都市計画課と農業委員会事務局での面談や農家台帳によって、申請人の子が病気になる前には農作業に従事していたことを確認しました。

川島地区 11 番は、申請人が主たる従事者であったことを証明するものです。都市計画課と農業委員会事務局での面談や農家台帳によって、申請人が病気になる前には農作業に従事していたことを確認しました。

説明は以上となりますので、ご審議いただくようお願いいたします。

会長 事務局より説明がありましたが、内容についてご質問やご意見等ございますか。

特にないようですので、この案件を原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

会長 (全員挙手)

全員挙手ということで承認をいたします (全会一致で承認)。

#### (7) 議案第 12 号 農用地利用集積計画 (所有権移転)

会長 議案第 12 号を上程しますので、事務局より説明してください。

副参事 小山田地区 9 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行う計画です。位置図は 32 頁です。譲受人の耕作面積は 47,452.58 m<sup>2</sup>です。譲受人は現在、水稻を中心に栽培しており、権利取得後は田については水稻、畑については露地野菜を栽培する計画です。区域区分に関しては、市街化調整区域内農地です。10 a 当たりの対価については議案書記載のとおりです。説明は以上です。

会長 事務局より説明がありましたが、内容についてご質問やご意見等ございますか。

特にないようですので、この案件を原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

会長 (全員挙手)

全員挙手ということで承認をいたします (全会一致で承認)。

(8) 議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請（使用貸借権設定）

議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請（地上権設定）

議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請（賃借権設定）

会長 議案第 4 号、第 5 号及び第 7 号のうち、なばなの試験栽培設備にかかる案件を上程します。事務局より説明してください。

副参事 なばなの試験栽培設備を設置するための申請が 1 件ございましたので、関連議案を一括して説明します。

議案第 4 号の水沢地区 23 番、議案第 5 号の水沢地区 34 番、議案第 7 号の水沢地区 31 番の 3 件の申請は関連がありますので、一括して説明します。これら 3 件の申請は、農地の上部空間に営農型太陽光発電設備に見立てた工作物を設置して、その下部でなばなを栽培するため必要となる農地法関係の一連の手続きとなります。議案第 4 号は耕作するための権利設定で、水沢地区 23 番は、貸人と借人が 2 年間の使用貸借権を設定するための申請です。位置図は 12 頁です。借人は令和 4 年に設立された法人で、現在 1 人で営農されています。現在の耕作地は、法人としてはありませんが、法人の代表者が赤水町で約 2 町、川島町で約 1.2 町、津市で約 1 町、鈴鹿市で約 1 町の農地で、なばなとモロヘイヤを栽培しています。参考資料として、鈴鹿市農業委員会が発行した耕作証明書が提出されています。津市は権利設定をせずに栽培しています。南部ブロック会議で質問のあった作業場については、赤水町の敷地内と津市の圃場近くで倉庫を借りています。今回は太陽光発電事業者と提携して、申請地 2 筆のうち 1 筆の一部で営農型太陽光発電設備に見立てた工作物を設置し、試験的になばなを栽培する計画です。なお、工作物を設置しない部分でも、なばなの栽培を計画しています。工作物の下部でなばなの栽培がうまくいけば、今後は営農型太陽光発電設備の申請をする計画です。なばなは、10 月までには作付けをする計画です。次に、申請地において営農型太陽光発電設備に見立てた工作物を設置するための転用申請が議案第 7 号です。水沢地区 31 番は、貸人と借人が 2 年間の賃借権設定を行います。農地区分は農用地区域内農地です。農用地区域内農地は原則不許可となりますが、不許可の例外として、一時的な転用であれば許可できるものです。借人は、平成 21 年に設立された法人で、太陽光発電設備の設置・販売・メンテナンス業等を営んでいます。転用面積は、支柱 72 本の面積の合計 0.33 m<sup>2</sup>です。同社が行う営農型太陽光発電事業と同じ支柱と太陽光パネルを利用します。営

農型太陽光発電設備と同等の工作物を設置し、その下部で、なばなの栽培を行うものです。パネルについては、実物を設置しなければ光や雨水の流れが検証できないため、配線をせずに実物の太陽光パネルを設置します。土地造成は整地を行います。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。一時転用であるため、農地復元計画書が添付されています。なお、なばなの栽培がうまくいき、営農型太陽光発電事業を行うことになる場合には、2年以内に設備を全て撤去し、農地に復元してからの申請となります。さらに、営農型太陽光発電設備に見立てた工作物設置者と営農者が異なりますので、農地の上に設置した営農型太陽光発電設備に見立てた工作物を利用するための権利設定が、議案第5号になります。水沢地区34番は、先ほどの模擬的な発電設備設置者が所有者との間で、地上権を設定するための申請です。地上権設定期間は2年間です。

以上のおり、当該案件については法令要件を満たしていると考えられますので、ご審議いただくようお願いいたします。

会長 事務局より説明がありましたが、内容についてご質問やご意見等ございますか。

五十嵐委員 耕作者が私に直接説明をしてくれた時に、7,500㎡ほどある中で5,000㎡にコンパネを並べて日が当たらないようにすると聞いていたんですけど、仮設の太陽光発電のようなものを作って影響を調べる、それを固定しなかったら台風の時にはどういうふうに対応しようとしているのか。隣地は住宅であり、周囲はほとんどが太陽光発電用地です。現況は石だらけで地盤改良するのに数百万かかる。それをわかってやっているのならよろしいんですけど、なばなを植えられるようにするのに結構お金がかかると思います。現地は元々植木を作っていたところで、石はどけて植えていたところかどうか。2年ということなので様子を眺めさせてもらおうかと思っていますけど、それ以外の所では何を作るのか。

会長 なばなです。

五十嵐委員 全体約7,500㎡で一人でなばなを作るんですか。

事務局 借人の本国から何人か勉強に来ているようで、そういう人に手伝ってもらおうと言っていたのと、既に津と鈴鹿で何町かやっている実績はあるので耕作の規模については問題ないと思っています。具体的な人数はわかりませんが、借人がメインで耕作して、アルバイトを随時雇っていくようです。

五十嵐委員事務局 五十嵐委員 伊藤元委員事務局 伊藤元委員事務局 伊藤元委員事務局 伊藤元委員事務局 伊藤元委員事務局 伊藤元委員事務局 伊藤元委員事務局

なばなは、冬の作物なので夏場はどうするのかなと。夏場は藁が立つので、その間は耕して草の管理をするということですか。

そういうことですね。

草が繁茂してきたら話をさせてもらいます。試験的にやることなので反対はしません。

パネルは設置するが発電しないという事務局の説明でしたが、そのパネルは五十嵐委員が言われたコンパネですか。

五十嵐委員に説明されたときは未定だったんですが、その後見直して、本物の太陽光パネルを置くということですよ。

それでなぜ発電しないのですか。何か計画があるのですか。

うまくいけば営農型をするんですが、とりあえず試験栽培の施設であって営農型の許可を取っていないので、発電はできません。ただコンパネでは水の落ち方や光の具合がわからないので、実物を置いて本当にこの遮光率でなばなが育つか試験栽培をするということですよ。

だけど発電パネルってお金かかるよね。コンパネとは値段が全然違いますよね。

エコスマイルが他のところでパネルを設置しようとしていたのをこちらに回すということですよ。

何か違和感があります。南部ブロック会議の時に自動摘み取り機を使うという説明もあって面白いと思っていたんだけど、結局なばながダメなら違う作物に切り換えればいいんやわな。

とりあえず借人は、なばなしか作っていないので、借人がパネルの下で営農できるかを把握したいということですよ。エコスマイルとしては、借人以外に作ってくれる方が見つからないわけですから、今回の申請は営農型ではありません。

だから私は違和感があるの。何か目的があるんじゃないのかと。

発電しようと思うと発電事業者を見つけられないし、電気を買うところも見つけないといけないので。

でもエコスマイルも付いているんだから。

エコスマイルは設備の販売を行う会社です。発電事業者もエコスマイルが探すことになりますが、パネル下部での営農が継続できるかどうかわからない状況で営農型太陽光発電事業をしようと

思う方はいないので、本当にできるという確証を得てからお客さんを見つけるために、試験栽培をやってみようということです。

伊藤元  
委員 それと五十嵐委員の報告では、土地が悪いという中でもやっていこうというチャレンジ精神はいいんだけど営農計画としてはちょっと無謀ではないのかなと。そのへんの計画が雑かなと感じたんですが、事務局はどう思われますか。

事務局 五十嵐委員は、借人に土地の現状が石だらけやけど良いのか、という話はされましたか。

五十嵐  
委員 本人は知っとるはずです。それと試験的にするのに何千㎡が規模的におかしくないのか。30坪か40坪ぐらいが妥当じゃないか。ここよりも条件の良い鈴鹿のところではなくて、しかもいきなり7,500㎡ほどの土地をするのはどうか。入口として1反ぐらいを試しにやってみて、2年目から大きな面積をやるのならいいけども。

事務局 パネル自体は全体にやるのではなくて2列だけなので、置かない所は露地でなばなをやります。借人としては四日市に住んでいるのに津まで通っているということもあって、基本的には四日市でやりたいという気持ちはありますから、もし営農型がうまくいけば営農型メインで四日市だけというのも考えています。なぜ水沢なのかと聞きましたけど、「どうしてもここがいいんです」としか言われません。他の候補地として川島の土地もあったんですけど、そこはだいぶ土地が荒れているということでダメになって水沢になったということです。でも借人が現地を見てできると判断したうえでの申請なので、復元する覚悟はお持ちだと思います。

五十嵐  
委員 5,000㎡のうち何㎡をパネルの脚に転用するのか。

事務局 一部だけです。

五十嵐  
委員 2年たったら撤去するということか。

事務局 撤去します。2年以内に撤去して、営農型をやるとなったら再度更地にしてから申請ということになります。

会長 五十嵐委員、水沢のところは水があるんですか。借人が農地を探していることは以前から私も聞いていて、なばなを作るには水がいるんだと言われていた。

五十嵐  
委員 水は井戸を掘らないとない。



が申請すべきということについては、費用を借人が出すわけではなくて、エコスマイルが負担することになるのでエコスマイルの5条申請ということで致し方ないのかと判断しています。

清水委員  
事務局

試験の主体は借人ですか。

そうですね。

清水委員

お金はエコスマイルから出るとしても誰がやるのかとなったら、借人の責任でやるわけですから、転用も借人で申請すべきだと思います。

伊藤元委員

こういった事業の進捗の報告を求めるということではできないのですか。

局次長

求めることは良いと思います。

伊藤元委員

ぜひ、きちんと事業の進捗の報告を義務付けていただきたいのと、要望させていただきます。

局次長

伊藤委員に確認しますが、進捗とおっしゃいましたが、営農の進捗ですか。

伊藤元委員

そうです。

局次長

借人にどういうふうになっているか、定期的に報告してもらおうということですね。

伊藤元委員

はい。

会長

先ほど言われたように、今回の面積が大きいのできちんとできるかどうかというのを定期的に報告してくれと付帯決議で付けるということですね。

局次長

少なくとも2年間は報告してもらおうという話ですね。

会長

それと、清水委員が言われた5条の申請者については、事務局から説明されたように、国に相談した結果、そうするように言われたわけです。

清水委員

許可を取らせることについては国、県の考え方だと思うんですけど、転用と地上権の設定を誰がするという点では、この試験は借人がするんだったら借人がその申請をしたらいいと思うんです。

局長

いろいろ議論になっていますが、借人が設備を作る実態になっているんですけど、エコスマイルが絡んでいることは確実ですよ。借人は、なばなができたら進めるでしょうし、エコスマイルはおそらくうまくいくのならこういう営農型をやってくると思うん

で、これは基本的にエコスマイルも絡んだ形で申請してもらった方が責任もあるので、この状態でいいんじゃないかと思うんですけど。

会長　この2年間の実証実験で万が一失敗したとしますよね。そうするとエコスマイルも非常にやりにくくなる。農業委員会としては、エコスマイルが絡んだ事業で失敗したらエコスマイルにも責任を感じてもらえるかなと私は思います。

局長　法的に正確かどうかは調べる必要はあると思います。しかし、ある程度エコスマイルにも申請の責任を負わせるという点では、農業委員会としてはこのままの状態で出させてもいいんじゃないのかなと思います。

清水委員　責任を明確にさせるということが大事だと思うんです。エコスマイルが申請するんであれば、エコスマイルが試験をする、その業務は借人に委託するという整理がついてあるのだったら、そうかなと思うんですけど、事務局はあくまで借人が試験をするということでしたから、地上権と転用者とずれているように思いました。

局長　今回は借人のなばなの栽培とエコスマイルの営農型という両者の思いがあるので、基本的に両者の試験と言うふうにとれるように思うんですけど。

清水委員　試験をする必要性があって、地上権と転用の許可。そこをきちんとやってもらえる責任を明確にしておくために、借人か、エコスマイルのいずれが申請するかを整理してもらえれば、私としてはどちらでも良い。

会長　清水委員も理解いただけないですか。

清水委員　エコスマイルも試験するというのであれば議案のとおりだと思いますけど、借人もやるとなるとちょっと。

局次長　実際は両方がやってみたいんだと思います。

清水委員　その流れであればエコスマイルが試験データを取ることではないんですかね。

局次長　エコスマイルも借人もそれぞれが取ってみるとは思います。借人の方は何が何でも上に庇がないと作れないわけじゃない。もともと露地でやっているんだから。どちらかと言うとエコスマイルがデータをほしいわけで、うまくいけば取り込んでいきたい。そのための実証実験をしたい、だから、こういう申請になっています。データをどちらがほしいかという多分エコスマイルの方かな

と。借人もそういうやり方ができるのであれば乗っていききたい気持ちなのかもしれませんが、ウエイトはエコスマイルの方が大きいと私は思います。

局長 明らかに法的、制度的におかしいのであれば、適法な申請にしなければいけませんけど、今のところその縛りはないわけですよ。だからどちらがどういうふうに申請するかというのは、農業委員会で判断するだけの話ではないかと思います。

清水委員 地上権を設定したい、転用したいと言われて、何のためって言われたら、試験のためですよ。それは借人か、エコスマイルか、どっちなのか。

事務局 エコスマイルの資産を使って屋根を作るというところと、遮光率、角度、置き方をどうするかはエコスマイルが今後のデータのためにやるというところなので、エコスマイルの実験設備という整理をして議案書通りの申請でいければと思います。

会長 この辺の話は非常に難しくなってくるもので、法的根拠は今のところないし、国に問い合わせをしているので、この申請でご理解いただいて 2 年間やってもらうかの採決をとらせていただきます。この案件に原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 全員挙手ということで承認をいたします(全会一致で承認)。

それでは、営農型太陽光発電設備の設置にかかる申請について事務局から説明をお願いします。

副参事 次に営農型太陽光発電設備の設置にかかる 8 件について説明します。

1 件目を説明します。議案第 4 号の小山田地区 15 番、議案第 5 号の小山田地区 26 番、議案第 7 号の小山田地区 23 番について、これら 3 件の申請は関連がありますので、一括して説明します。これら 3 件の申請は、農地の上部空間に営農型太陽光発電設備を設置して、その下部で榊を栽培するため必要となる農地法関係の一連の手続きとなります。まず、議案第 4 号の小山田地区 15 番は、貸人と借人が 20 年間の使用貸借権を設定するための申請です。位置図は 9 頁です。借受人は平成 23 年に設立された法人で、全国では社員 31 人で営農されています。三重県内では津市安濃町に事業所を設置し社員 2 人が常駐しています。除草作業で人手が足りない時期にはアルバイトを雇用して耕作しています。また市外では、

臨時雇用として、障害者施設から数十人を雇用しています。圃場は全国にあり、福島県から山口県まで31の自治体で耕作しています。太陽光発電事業者と提携して営農型太陽光発電事業で榊を栽培しています。各市町の耕作証明書が添付されています。同法人が現状で榊を生産し出荷しているのは青梅市と徳島県の圃場のみです。営農型太陽光発電施設の下部の圃場で榊を出荷できているのは徳島県の圃場のみです。他の圃場については生育中であり、植えてから5~6年程度で収穫できるようになるそうです。現在は契約農家から仕入れた榊と自社で生産した榊を併せて出荷しており、大手のホームセンターやスーパーマーケットに年に約16万束を出荷しています。今後は自社生産を中心にしていく計画です。中国産と同等の値段で中国産よりも日持ちのする榊を出荷できることから相当の需要は見込めるとのことで、経営面積拡大の上限は定めていないようです。次に、申請地において営農型太陽光発電設備を設置するための転用申請が議案第7号です。小山田地区23番は、貸人と借人が10年間の賃借権設定を行います。位置図は9頁です。農地区分は農用地区域内農地です。農用地区域内農地は原則不許可となりますが、不許可の例外として、一時的な転用であれば許可できるものです。借受人は、平成13年に設立された法人で、太陽光発電事業やエネルギー資源の開発業等を営んでいます。引き込み柱1本と支柱52本の面積の合計0.25㎡です。太陽光発電パネルを設置し、その下部で榊の栽培を行うものです。土地造成は整地を行います。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。固定価格買取制度を利用する太陽光発電事業です。太陽光発電協会の事業計画認定通知、中部電力への電力系統連係申込み書類の写しが添付されています。一時転用であるため、農地復元計画書が添付されています。申請地の耕作者は東京都青梅市で認定農業者となっており、10年間の一時転用が認められます。荒廃農地を復元する営農型太陽光発電ですので、作物の平均単収8割を確保する要件は適用されません。なお、本年4月のガイドライン改正により、申請した市町村で作付けされていない農作物または生産に時間を要する農作物を栽培する場合には、添付書類に記載した単収を下回らなければよいとされました。榊は生産に時間を要する農作物ですので、荒廃農地の復元でない案件の場合は、本件耕作者の実績から算出された単収である10a当たり7,560本を下回らなければ事業継続可能となります。また、ガイドラインの改正により添付書

類の中に 10 年間の収支見込書が追加されました。さらに変更点として、これまではパネルの下部面積のみで単収を算出するものでしたが、敷地全体で単収を算出しなければならなくなりました。したがって、パネルの下部以外に耕作できる部分が残る場合には、直射日光の下で栽培できる農作物を栽培しなければなりません。本件の耕作者は、パネル下部以外の土地ではヒサカキを栽培する計画です。パネル下部以外の面積の考え方ですが、農林水産省が作成した Q & A に、耕作のための通路は耕作面積から除外して良いとなっている為、パネル間のスペースについては耕作のための通路として確保し、ヒサカキの作付けは行いません。なおヒサカキの 10a 当たりの単収は榊と同じ 7,560 本になるそうです。さらに、発電設備設置者と営農者が異なりますので、農地の上に設置した発電設備を利用するための権利設定が、議案第 5 号になります。小山田地区 26 番は、先ほどの発電設備設置者が所有者との間で、地上権を設定するための申請です。地上権設定期間は 10 年間です。

残りの 7 件については、時間の関係上、概要だけ説明します。

2 件目は、議案第 4 号の水沢地区 16 番、議案第 5 号の水沢地区 27 番、議案第 7 号の水沢地区 24 番の 3 件の申請になります。位置図は 8 頁です。

3 件目は、議案第 4 号の水沢地区 17 番、議案第 5 号の水沢地区 28 番、議案第 7 号の水沢地区 25 番の 3 件の申請になります。位置図は 10 頁です。以下 4 件目から 6 件目まで位置図は同じ 10 頁です。

4 件目は、議案第 4 号の水沢地区 18 番、議案第 5 号の水沢地区 29 番、議案第 7 号の水沢地区 26 番の 3 件の申請になります。

5 件目は、議案第 4 号の水沢地区 19 番、議案第 5 号の水沢地区 30 番、議案第 7 号の水沢地区 27 番の 3 件の申請になります。

6 件目は、議案第 4 号の水沢地区 20 番、議案第 5 号の水沢地区 31 番、議案第 7 号の水沢地区 28 番の 3 件の申請になります。

7 件目は、議案第 4 号の水沢地区 21 番、議案第 5 号の水沢地区 32 番、議案第 7 号の水沢地区 29 番の 3 件の申請になります。位置図は 6 頁です。

8 件目は、議案第 4 号の水沢地区 22 番、議案第 5 号の水沢地区 33 番、議案第 7 号の水沢地区 30 番の 3 件の申請になります。位置図は 11 頁です。

南部ブロック会議では、既に彩の榊が許可を受けている農地の

管理状況について整理が必要であるとのことから、この場で、許可済みの現地の最新の利用状況について説明をさせていただきます。このことは法第 3 条の許可要件である全部効率利用要件の判断の根拠になってきます。

局次長

(プロジェクター投影による各圃場の状況説明)

副参事

それと事前に各委員からいただいた要望や質問事項について、彩の榊から文書で回答いただいていますので、その内容を説明させていただきます。

事務局

南部ブロック会議で営農状況があまり芳しくないのではないかと、ということで委員からの意見をまとめて彩の榊から回答いただきました。

(別紙「弊社の営農への要望および質問について (回答)」に基づき説明)

副参事

説明は以上となりますので、ご審議をお願いいたします。

会長

事務局より説明がありましたが、内容についてご質問やご意見等ございますか。

伊藤元  
委員

この回答は、彩の榊からそのままいただいたのですか。

事務局

そうです。

伊藤元  
委員

色々説明いただき、飯田次長には現地に行っていて確認もしていただきました。そういう中でやはりこの事業が規模相当に適していない。若干作業が遅れている、さらにそれを認めていくとなると、どんどん遅れていくことになりかねない。だから私はこの案件については一旦立ち止まっていただきたい。そういう思いで反対表明をさせていただきます。それと 8 月 5 日に経済産業省が営農型太陽光発電を巡り、農地法違反などがあつた 20 事業者に対して交付金を停止したということを経営やブロック会議でも聞いたんですけども、事業者名が非公表となっている。なぜ非公表なんだらうと、すごい疑問に思います。あかんことしたから交付金の一時停止の処置をしたのに、その人たちを公表しないのはなぜなんだ。市と国では違うだらうけど。そこらへん皆さんは疑問に思わなあかんと思うんですけど。局長どう思います。

局長

おそらく段階を踏んでいくんだと思います。

伊藤元  
委員

でも実際こういう申請が全国各所に出ている。それで色々みんな困っていると思う。その中で事業者が公表されないというのは、私は極めて問題だと。そこら辺のことを置いて私らに判断しろ

というのは失礼な話だと思う。だからきちんとした指導するのなら最後まで言ってほしい。この業者がそれに値するかどうかわからないけどね。そういう現状でこういう新しい事業が進んでいること自体に、私は将来のことを心配しますね。だから行政にはきちんと明確な指針を示してもらいたいと思います。それで結局遅れている。色々とチャレンジすることは良いことだけど、ちょっとそのへんが。規制はあまり良くないかもしれないが、こういう中で生きてきた日本の文化が今これでいいのかなとすごく違和感があります。ですので、事業のペースに合わせて許可を取っていただきたい思いで反対します。

五十嵐委員 似たような話ですけど、結局、エコスマイルが思っていた以上に農家から声がかかってくるので、戸惑っている。施工能力がないのに、私らもそうですけど、1軒しか家を建てられないのに10軒になったらオーバーフローするのと一緒のことが発生している。エコスマイルにしろ、彩の榊にしろ、能力がないのに拾い込んでしまって、「地元の人に草刈りしてくれる人がおらんやろか、茶の木を受けてくれる人がおらんやろか」と営業が話をしている。思った割に仕事が多いのと違うかと聞いたら「はい」と農業委員の私に言っていた。認めてくれというのがおかしい。オーバーフローの状態、畑を管理する者が榊に肥料をやったり、水をやったり、手が回らないですよね。それを今までの許可されたところを完璧にやりこなしたら認めてやろうといのうが伊藤元委員と同じ考え方。完璧でなく、まあまあ程度なら問題は増えてくる。

会長 南部は関係箇所が多いんですが、あまり今まで関係のなかった地区の伊藤副会長、将来そちら方面に申請が広がっていくと思いますが、意見いただけますか。

伊藤豪俊委員 将来中部地区や北部地区でも同じ問題が出てくると思います。耕作放棄地になっていて営農型にされるというのは、一つの方法だと思うんですが、彩の榊の話を聞いていると、営農と発電の問題で、実際は発電に重きを置いていると私は思います。実際、農業委員会として農業を守るためには営農を重点的に見て判断していかなければいけないと思います。

鎌田委員 私も太陽光の関係で地主から話をよく聞くんですけど、地主としては、作ってくれるところがない、後継者はしない、というのがだんだん増えているんですね。荒れてくる前に作ってもらいたくても誰も作らない。結局、太陽光業者が声かけたら、「大丈夫、や

りますよ」と言うんで、地主としては何もしなくてもいいんでありますがたいという感じです。私たちが一番反対するのは茶畑の真ん中でされることですが、荒れている所から先にやってもらっているのは私としては問題ないと思っています。

五十嵐委員 それはもともと作物が取れなくなったところで営農は無理なんで、農用地を外したらいいのではないか。

会長 五十嵐委員の言われる究極のことはわかるけど。

五十嵐委員 分家住宅を建てるのにすぐに審査する。それと一緒に。早く農用地を外したってほしい。

局長 農用地にはそういう考えはないです。本来は、分家住宅や農家住宅が周辺の営農に影響を及ぼすんなら外したらあかんのですよ。個人の財産なので、そこまでの規制はかけないですけど、考え方としてはそうなんです。

五十嵐委員 誰も作らないのは不良農地だからで、優良農地だったらみんなしたい。実際の話、3反割の農地だったら誰でもする。不良農地を太陽光にしたいのならしてあげればいいの。

会長 色々議論していただいてもっと皆さんの意見を聞きたいんですけど、時間の制約もあるので、採決させていただきます。許可することに反対の方は挙手をお願いします。

(3人挙手) 伊藤元、矢田、五十嵐委員

会長 他の方は賛成でよろしいか。賛成の方は挙手をお願いします。

(12人挙手)

会長 今回色々な意見がありましたが、この案件については承認とします。ただ、営農が十分追いつくようにしてもらって、そうじゃないと10年後の再許可はないよと。

局長 今回営農状況を調べさせていただきましたので、今後も定期的なチェックはやっていきますし、指導もしていきます。

会長 事務局もチェックするし、農業委員や農地利用最適化推進委員も忙しくなるかもしれませんが、適宜見てダメなところは事務局に報告を上げてもらい、それで指導していただくということでご理解をお願いします。

5 会長、議案の終結を宣言

6 12時30分、会長、閉会を宣言

7 散会

以上についてこの議事録が真正であることを確認して、署名する。

令和 年 月 日

委員

委員